

客引き行為

居酒屋、カラオケ店、マッサージ店、キャバクラ、
ガールズバーなどに客となるよう誘う行為



勧誘行為

キャバクラでの勤務や、アダルトビデオへの出演
などに従事するよう誘う行為（スカウト行為）



客待ち・勧誘待ち行為

上記の客引き行為や勧誘行為を目的として、
相手方を待つ行為

〈客引き行為等防止重点区域〉

川崎駅東口周辺は客引き行為等防止重点区域です。客引き行為等防止重点区域で上記の
ような客引き行為等をし、又はさせた者は、50,000 円以下の過料が科される場合があります。
また、違反者の氏名や住所などを公表する場合があります。

